

議会運営委員会

令和元年8月23日
委員会室

1 開 会

2 配布資料の確認

3 協議事項

- (1) 第70回9月定例会の運営等について
- (2) 初常任委員会について
- (3) 特定所管事務調査及び事務事業評価について
- (4) 人事院勧告に伴う議員報酬等の条例改正の提案方法について
- (5) 西脇市議会陳情書取扱規程（案）について
- (6) 西脇市議会基本条例の検証について
- (7) その他

4 その他

- (1) 10月の議会運営委員会開催予定日（案）
10月15日（火）午前9時30分から
※定例日：10月17日（木）は議長公務のため
- (2) その他

第70回西脇市議会 9月定例会の日程等について

記

1 上程予定議案とその取扱いについて (別紙のとおり)

2 日程及び会期

(1) 日 程

| | | |
|----------|------------|---|
| 8月23日(金) | 午前9時30分から | 議会運営委員会 |
| 28日(水) | 午前9時30分から | 議案説明会 |
| 30日(金) | 午前9時30分から | 議員協議会 |
| | 午前10時00分から | 本会議(第1日) |
| | | <u>(本会議終了後、資料請求調整会)</u> |
| 9月2日(月) | 正午 | 議案質疑通告締切 |
| | | 決算審査意見書に対する質疑締切 |
| 5日(木) | 午前10時00分から | 本会議(第2日) |
| | | <u>(本会議終了後、決算審査意見書に対する質疑応答)</u> |
| | | <u>(上記終了後、決算特別委員会質疑調整会)</u> |
| 6日(金) | 午前9時30分から | 文教民生常任委員会 |
| 9日(月) | 午前9時30分から | 総務産業常任委員会 |
| 10日(火) | 午前9時30分から | 予算常任委員会 |
| | 終了後 | 決算特別委員会 |
| 11日(水) | 午前9時30分から | 決算特別委員会 |
| 12日(木) | 午前9時30分から | 決算特別委員会 |
| 13日(金) | | 委員会予備日 |
| 17日(火) | 正午 | 一般質問通告締切 |
| 18日(水) | 正午 | 討論通告締切 |
| | | <u>(一般質問の通告数等により、午後1時30分から議会運営委員会を開催)</u> |
| 25日(水) | 午前9時30分から | 議員協議会 |
| | 午前10時00分から | 本会議(第3日) |
| 26日(木) | 午前10時00分から | 本会議(第4日) |
| 27日(金) | | 予備日 |
| 30日(月) | 午前9時30分から | 議会運営委員会 |

(2) 会 期

8月30日(金) から 9月27日(金) までの29日間

3 会議録署名議員

| | | | | | | |
|-----|----|-------|----|-----|-------|----|
| 第1日 | 3番 | 美土路祐子 | 議員 | 14番 | 寺北 建樹 | 議員 |
| 第2日 | 4番 | 村岡 栄紀 | 議員 | 13番 | 中川 正則 | 議員 |

第3日 5番 高瀬 洋 議員 10番 村井 正信 議員
第4日 6番 東野 敏弘 議員 9番 岡崎 義樹 議員

4 議案質疑及び決算審査意見書に対する質疑締切
9月2日(月) 正午

5 一般質問通告締切
9月17日(火) 正午

6 討論通告締切
9月18日(水) 正午

7 その他

・ 9月3日(火)

文教民生常任委員会 請求資料配布及びその他質疑締切 (17時)

・ 9月4日(水)

総務産業常任委員会 請求資料配布及びその他質疑締切 (17時)

・ 9月5日(木)

予算常任委員会及び決算特別委員会 請求資料配布

2019.8.9

1、初常任委員会のあり方について（7月24日付議会運営委員長報告参照）

7月24日の議会運営委員会では、毎年実施することに決定

・問題点

- ①、質疑内容等に問題がある（これなんですか、ダブリ質問）。
- ②、3月予算審議との関連性をつける質問をどのようにするのか
- ③、予算執行等の監視について繋ぐ議論をどのようにしていくか。

・結論

- 1) 「これ何ですか」もありえるがそれだけではない。すなわち、勉強会ではないことを認識する。
- 2) 従来の中常任委員会を形式上は踏襲するが、上記問題点の②・③を意識してより深い質問を行う。

2、特定所管事務調査の取扱について

（7月8日付及び7月24日付議会運営委員長報告参照）

・問題点

①、認識の違いについて

普段の問題意識からこの課題を取り上げる、となっていない。

特定所管調査は、事業に問題があり結論を導くために行うとの認識の一致がいる。

・結論

- 1) 常任委員会で事務調査を行う中で、何らかの改善点を求めるべきと認識した課題について特定所管事務調査として格付けし、調査を深める。

3、事務事業評価の取扱について

（7月8日付及び7月24日付議会運営委員長報告参照）

・問題点

①、認識の違いについて

評価する段階で問題があると認識しているのか

事業費の大きさ、少なさの問題

・結論

- 1)、現状では大きく切り込んだ評価ができていない。

2)、事務事業評価は必要でない。

4、人事院勧告に伴う議員報酬等の条例改正の提案について

(7月8日付議会運営委員長報告参照)

・問題点

①、人事院勧告に伴う議員報酬等の条例改正は、特別職と議員が同じ条例になっている。別々にすべきではないか。

・結論

1)、特別職（市長・副市長・教育長）と議員は別々の条例にする。

2)、条例の順序は、職員の議案を先行する。

5、その他

議会事務局員超過勤務問題

・問題点

①、議会事務局員の超過勤務が多い、改善すべき。

・結論

1)、委員会の数は同じでも時間数の削減を目指す。

2)、具体的には、協議会で下準備をして委員会に臨む。

西脇市議会陳情書取扱規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、西脇市議会の陳情書の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（陳情書の記載事項等）

第2条 陳情書は、邦文を用いて、陳情の趣旨、提出年月日、陳情者の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）を記載し、陳情者が押印するものとする。

（陳情書の受理）

第3条 陳情書は、会期中又は閉会中にかかわらず、持参又は郵送で提出されたものを議長が受理する。

2 陳情書には、受付簿による暦年番号を付する。

3 嘆願書、要望書（以下「要望書等」という。）の類で議長が必要と認めるものは、陳情書として処理する。

4 前項の規定によらないものは、議長の供覧にとどめるものとする。ただし、議長が委員会審査の参考資料として配布することが適当と認めた場合は、当該要望書等を所管することとなる委員会（常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会をいう。以下「委員会」という。）に配布することができる。

（陳情書の訂正及び取下げ）

第4条 陳情者は、受理された陳情書を訂正し、又は取り下げようとするときは、委員会送付前においては議長の承認を、委員会送付後においては、委員会の承認を得なければならない。

2 陳情者は、前項の承認を得ようとするときは、その理由を付した文書を議長に提出しなければならない。

（陳情書の委員会送付）

第5条 議長は、受理した陳情書を所管する委員会に送付する。ただし、議長において陳情書の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、議長の供覧又は議員への配付にとどめることができる。

(1) 特定の個人及び団体等をひぼう中傷し、その名誉を毀損し、又は信用を失墜させるおそれのあるもの

(2) 個人の秘密の暴露その他他人のプライバシーを侵害するおそれのあるもの

(3) 法令又は公序良俗に反するおそれのある行為を求めるもの

(4) 裁判等で係争中の事件に関するもの

- (5) 極めて個人的な事案又は私人間のみで解決すべき問題と考えられるもの
 - (6) 趣旨又は願意が不明確で判然としないもの
 - (7) 市の権限（又は事務）に属さないもの
 - (8) 既に願意が達成されているもの又は達成されようとしているものの（又は実現の見通しが明らかなもの）
 - (9) 1年以内に議決されたものと同趣旨のもの
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、陳情書の内容が委員会において審査することが適当でないと考えられるもの
- 2 陳情書が市民（市内に住所を有する者に限る。以下この項において同じ。）によらないものについては、議員への配布にとどめるものとする。ただし、所管する委員会の委員長が、市民に重大な影響があると認め、委員会で審査することが適当と判断したものについては、この限りでない。
 - 3 陳情書の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の陳情書が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に送付する。ただし、分離し難い場合は、その内容により主として関係のある委員会に送付する。
 - 4 議長は、必要と認めたとき又は所管する委員会から申出があったときは、送付替えをすることができる。

~~（陳情者の意見を聴く機会の設置）~~

~~第6条 委員会は、議会運営委員会の決定により、西脇市議会基本条例（平成24年西脇市条例第23号）第7条第2項に定める、陳情者から意見を聴く機会を設けることができる。~~

~~（陳情書の委員会審査）~~

- 第6条 委員会は、送付された陳情書を速やかに審査するものとする。
- 2 委員会は、陳情書の審査のために必要があると認めるときは、次に掲げる措置をとることができる。
 - (1) 陳情者から意見を聴く機会を設けること。
 - (2) 当該事務担当職員の意見を聴取すること。
 - (3) 実地調査を実施すること。
 - (4) 公聴会を開催すること。
 - (5) 参考人の出頭を求め、意見を聴取すること。
 - (6) 他の委員会の意見を求め、又は他の委員会と連合して審査すること。
- 3 陳情の内容が2以上にわたる場合は、項目ごとに採択、不採択等を決定することができる。
- 4 委員会は、陳情審査の結果を議長及び議会運営委員会に報告する。
- 5 前項の報告に誤りがあるときは、議長が当該委員会に差し戻し、

修正させるものとする。

- 6 委員会は、採択した陳情の趣旨に基づき、意見書等を作成し、委員会提出議案として速やかに定例会に提出する。

(陳情の結果報告等)

第7条 議会は、採択すべきものと決定した意見書等で、市長その他の関係機関に送付することが適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することが適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

- 2 議長は、議会の採択した意見書等で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものは、これを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

- 3 議長は、委員長と連名で、審査の終了した陳情については、その結果を陳情者（陳情者が2人以上の場合はその代表者）に通知する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

平成 30 年度西脇市議会基本条例検証結果（案）について

西脇市議会 議会運営委員長 村 井 公 平

共通する 57 項目の検証ポイントにおける平均値は、3.73 点であり、昨年の 3.54 点に比べ、0.19 点の上昇が見られる。

しかしながら、今回も設問における議員個々の評価の認識に差があり、評価点にばらつきがあった。具体的には 47 の設問に対して評価点 5 点と 1 点があった。この差はどのように捉えたらよいのか検討する必要があると考える。

また、議会基本条例制定以降、全く活用されていない項目も存在している。それらの項目について、どのような事案に対して取り組めるのか、また、一気に取り組めないとしても、試行的に行う、あるいは段階的に行うなど、その活用方法も探る必要がある。

さらには、昨年度の報告書にも記載したが、どうしてもできないのか、それともやろうとしていないのか、その見極めも必要な時期と捉えている。

二年前、西脇市議会基本条例の改正を行ったが、引き続き、検証を続けながら、議員間で議論を重ね、本市議会にとって有効な条例にしていかなければならない。

以下、条文ごとに点数、主な意見、検証結果・改善策を記載した。

■第 1 条 西脇市議会基本条例の目的を果たせたか？

3.6 点・前年度比+0.1 点（議会全体を評価）

【意見】

・「個別的には評価できることもあるが、全体的にはまだまだ課題がある。」

◆検証結果

前回、2 点をつけた議員はいなかったが、今回は 1 名あった。設問に対する共通理解ができていなかったと思われる。議会基本条例の目的である、「地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、もって市民が安心して生活できる豊かなまちを実現すること」を再認識し、この実現を果たすため、議員全員が総合的に努力を積み重ねていかなければならない。

■第 2 条 議会の活動原則

5 項目平均 3.6 点・前年度比+0.2 点（議会全体を評価）

【意見】

・「監査機関という意識をもって審査に臨んでいる議員が少ないように見受けられる。平易な言葉になかなかない。」

・「意思決定機関が議案を全て通す意味であればよく出来た。」

□行政の監視機関としての責任は果たせたか（3.2 点）

◆検証結果

前回から 0.3 点上昇した。今後とも行政の事務事業について、委員会はもとよりあらゆる発言機会を捉え、議会としての監視機能を高める必要がある。

議員は常に問題意識を持って審査、審議、調査に当たる努力を重ねなければならない。

■第 3 条 議員の活動原則

4 項目平均 3.9 点・前年度比-0.1 点（議員個人の評価）

【意見】

・「意見なし」

□市政の課題や市民の意見、要望を的確に把握した活動ができたか？（3.6点）

◆検証結果

平素から、住民との対話を心がける努力が第一である。「議会と語ろう会」や「課題懇談会」での意見交換は勿論のこと、市民の意見からいかに課題を抽出するかは、普段から問題意識をもって議員活動に取り組んでいるかが問われている。その姿勢を持ち続けなければならない。

《改善策》

- ・他市事例視察や研修も必要であるが、住民からの課題や意見を吸い上げる活動、行動を行うことも重要である。

■第4条 委員会の活動原則

5項目平均 2.8点・前年度比-0.4点（委員会全体を評価）

【意見】

- ・「所管事務調査がほとんど出来ていない。陳情の願意を何とか実現できないかとする姿勢に乏しい。」
- ・「政策の立案はほぼない。」

□政策等の立案、提言その他能動的な活動に努めたか？（2.6点）

◆検証結果

全ての項目において昨年度より点数が下がっている。政策等の立案や提言は委員会でも特定少数の個人に偏っている傾向が見られる。委員全員が常任委員会や予算、決算審査においてどんどん提案や提言ができるよう、日頃から課題に対する意識を持つとともに、関連情報も収集して臨むことが必要である。

《改善策》

- ・個々の議員が、既に構築している年度における事業の政策サイクルを理解して委員会に臨まなければならない。
- ・行政評価への更なる取組の充実
- ・委員会における所管事務調査活動の充実

■第5条 議員間討議

2.3点・前年度比-0.4点（議会全体を評価）

【意見】

- ・「討論ではなく、自分の立場を主張するばかり」
- ・「議論にならないことが多々あると感じた。なぜ賛成か反対かの意味不明なことが感じられた。」

□議員相互間の自由な議論を尽くし、合意形成に努めたか？（2.3点）

◆検証結果

前年度に続いて評価点が大きく後退している。議員の多くが議員間討議が十分できていないと感じている結果だと思われる。議案審査に臨むにあたって、議員が個々にあらゆる角度から考えを検討しておかなければ議員間討議はできない。

常日頃から様々な事業、施策に関心を寄せ、議員自身が問題を掘り起こしていくくらいの意識を持っていなければならない。

また、議員全員が論点を出し合うこと、論点を基に議員間討議を行い合意を見出すことなど、より良い議論をするための新たな提案を行うことも喫緊の課題と捉える。

《改善策》

- ・政策検討会の積極的な活用
- ・自主的な勉強会の実施や研修会への参加

- ・委員長をはじめ、各委員からの問題提起
- ・各委員会開催前に課題整理のための委員間討議の実施
- ・議員活動の一環として日頃からの情報収集

■第6条 議案等の審査及び調査

3項目平均 1.6 点・前年度比+0.5 点 （議会全体を評価）

【意見】

- ・「議案等に関して市民や専門家の意見を聴くことが出来るシステムが必要」

◆検証結果

専門的知見の活用、公聴会、参考人制度の活用等が未だにできていないが、大学や研究機関等との連携を図ることについては研究課題には位置づけている。

前回にも提案しているが、まずは、委員会審査や所管事務調査において、専門的知識を持った人に意見を聞く場を設けることから始めるのが良いのではないかと考える。

＜改善策＞

- ・引き続き、大学・研究機関等との連携について研究を行うとともに、所管事務調査事項において手続きが簡単な参考人制度の活用を検討する。

■第7条 請願及び陳情

2項目平均 3.4 点・前年度比-0.9 点 （議会全体を評価）

【意見】

- ・「果たして政策提言と位置付けていただろうか？市民からの「お願い」「要望」を「聞いてあげる立場」として上から目線で言い合っていただけでは？」
- ・「陳情調査のお粗末さは陳情者に議会への疑念を抱かせた。」

◆検証結果

前年度に比べ評価点が大きく後退している。請願や陳情の取扱いや審査・調査において、変わった点はないと思われるが、評価の考え方について共通認識が必要であると考え。

■第8条 研修の充実

2項目平均 4.0 点・前年度比+0.2 点 （議会全体を評価）

【意見】

- ・「意見なし」

◆検証結果

評価点が少しは上昇したが、議会としても議員個人としても研修の充実が求められる。」

＜改善策＞

- ・現在、議員研修を行い、講師を招いての研修会を実施しているとともに、議員個人として研修会に参加して研修を積んでおり、これを引き続き行う。
- ・今後は、さらにどのような分野の研修を受けるべきなのか、目的を明確にした研修への参加を検討する必要があると思われる。

■第9条 基本原則

2項目平均 3.0 点・前年度比+0.1 点 （議会全体を評価）

【意見】

- ・「市長と緊張ある関係には見えないし、厳しい意見なんて出ていない。確かに一問一答では行っているが、論点や争点が明確になっているようには思えない。」

□市長等と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行の監視及び評価は行ってきたか？(3.1 点)

◆検証結果

議会は、牽制機関であることが最も重要な役割の1つである。しかし、これができていないとなれば問題である。つまり議会不要論に繋がるからである。二元代表制を言葉としては知っているも、その意味が理解されていない証左でもあると言える。

□一問一答方式での質疑質問で、論点や争点を明確にしたか？(2.8点) (会全体を評価)

◆検証結果

昨年度に引続き4点以上をつけた議員が一人もいない。特に、一般質問において政策論議になっていないケースが多々見られ、時に単純質問の繰り返しに終始している例も見受けられる。

失礼承知で記載するが、自分では一問一答の質問が出来ていると勘違いしている議員が多い。評価点から見て、今後も引き続き自己研鑽と研修が必要であると考ええる。

《改善策》

- ・繰り返し龍谷大学土山希美枝教授等を招いて一問一答のあり方や質問力を伸ばすため一般質問の研修を行う必要を強く感じる。
- ・全議員が一般質問を行う努力が必要である。

■第10条 政策等形成過程の説明資料要求

2項目平均 3.5点・前年度比-0.1点 (議会全体を評価)

【意見】

- ・「ほぼ現状確認等の質疑ばかりである。」

□政策等の審議にあたり、立案や執行における論点や争点を明確にし、さらには執行後における政策評価に資する審議に努めたか？(3.0点)

◆検証結果

平成29年度から行政評価に取り組んでいるが、調査方法やまとめ方などの課題も多い。まずは、各議員が策等形成過程資料を使用して、予算から決算まで年度を通した事業・施策の点検を習慣づけ、政策評価に繋げる議論ができるよう努めることが重要である。

■第12条 地方自治法第96条第2項の議決事件

2.4点・前年度比+1.3点 (議会全体を評価)

【意見】

- ・「計画を議決事件にするのに後ろ向きな姿勢ばかりである。」

□総合計画基本構想のほか、市民生活に大きな影響を与える計画等を議決事件として定めたか？(2.4点)

◆検証結果

現在に至るまで、新たな議決事件を決めたことはない。一つでも良いから議決事件とする取組を真剣に考える時期であると考ええる。

西脇市議会は、議決事件に対するアレルギーが強いように感じるが、それを乗り越える取組が必要である。

《改善策》

昨年度、議会運営委員会で多治見市議会、加賀市議会の取組等を視察した。今後、市総合計画の後期基本計画を議決事件にすべきか議論することとしており、PPDCAサイクルを用いた具体的な協議を行う必要がある。

■第15条 基本原則

2項目平均 3.9点・前年度比+0.1点 (議会全体を評価)

【意見】

・「非公式協議会が多い、会議は公開が原則なのに。」

□活動に関する情報公開を徹底し、市民に対する説明責任を十分に果たしてきたか。(3.6点)

◆検証結果

平均では0.1点上昇したが、内容的には前年度とほとんど変わりが無い。

《改善策》

- ・市民にとって何が重要なのか、何を知らせるべきなのか、常に問題意識を持ち、議論の過程をオープンにする。
- ・特に、議会と語ろう会や課題懇談会は、これを具現化する場であり、情報収集と発信に力を注いでいく。

■第16条 課題懇談会

3.9点・前年度比+0.6点 (議会全体を評価)

【意見】

・「意見なし」

□市政の諸課題について、自由な意見交換をする課題懇談会を開催してきたか？(3.9点)

◆検証結果

徐々にではあるが懇談会の回数が増えているが、広報広聴活動の貴重な機会であることを再認識し、更に実のある懇談となるよう努力する必要がある。

《改善策》

- ・議会活動、議員活動のいろいろな機会の中から課題を抽出し、その課題に対して市民団体等がどのような思いを持たれているかを把握するため、議会からも意見交換を積極的に働きかけていく。

■第17条 情報公開の推進

3項目平均4.7点・前年度比+0.1点 (議会全体を評価)

【意見】

・「本委員会は配信しているが、非公式の協議会の内容は市民の誰にも隠されている。」

□議会の役割、責任を明らかにするため、議会活動に関する情報の公開を図ってきたか。

(4.6点)

◆検証結果

高評価になってきたが、不十分と思う議員もありもう少し努力する必要がある。

《改善策》

現在において、あらゆる機会を捉えホームページ、フェイスブック等を活用して議会活動の情報公開を行っていると考えますが、「まだまだ不十分である」との低位な評価もあるため、今一度問題点を共有して改善策を講じていく。

■第18条 議会報告会(議会と語ろう会)

3項目平均4.2点・前年度比+0.2点 (議会全体を評価)

【意見】

□市民の意見を聴取して議会活動の改善を図ってきたか。(4.0点)

◆検証結果

市民の意見を聴取して議会活動の改善を図ってきたかについての評価点は上昇しているが、市民との意見交換を行い、議会の運営改善、政策提言等への活かし方については、昨年度と変わっていない。

回数を重ねることによる逆効果として、議会と語ろう会が雑談の場と化している例が見受けられる。あらためて、市民との意見交換を行う課題収集の場と捉え、政策サイクルの起点となる取り組み

みにしていかなければならない。

《改善策》

- ・議会報告会で出された意見や要望等の重要な課題を記録し、必要な課題点については、各班、班長会、常任委員会で現場及び状況等の確認をした上で、検討、協議をしっかりと行い、より良い結論を導き出す。
- ・議会と語ろう会を起点にした議会活動内容を、自治会や市民へ広く周知する方法を検討し、実施に繋げていく。

■第19条 議会だよりの充実

3項目平均 4.5 点・前年度比+0.3 点（議会全体を評価）

【意見】

- ・「意見なし」

◆検証結果

読みやすく充実した紙面になるよう広報公聴特別委員会を設置し、議員自らの手で発行している。特別委員会では、作成に多くの時間を割いて取り組んでおり、これに比例して評価点も上昇している。

議員の多くが高評価点であるが、低位な評価点の議員もあるため、今一度問題点を共有して改善策を講じていく。

《改善策》

- ・市民にとって必要な情報をわかりやすく伝える方法を広報公聴特別委員会で検討する。
- ・作成過程など、各議員の議会だよりに対する現状認識（問題点）を確認した上で、あるべき方向を広報公聴特別委員会で検討する必要がある。

■第20条 議場等の開放

2項目平均 4.2 点・前年度比+1.0 点（議会全体を評価）

【意見】

- ・「意見なし」

□より親しみのある議会と議会活動の活性化は目指せたか？（3.3 点）

◆検証結果

- ・議場等の開放では催しをこなすのに四苦八苦し、講演会への出席者も集まりにくく議員が出席依頼をしているのが現状であった。
- ・講演会参加者が、議会への親しみを持ち、気軽に議会へ足を運んで貰えるものと予想していたが、傍聴者の増加に繋がらず、議会活動の活性化にも寄与しているとは感じられない。
- ・本来の目的と照らし合わせた議場等の開放のあり方及び内容が問われる。

《改善策》

- ・目的が達成されていない等の意見が見られ、現状の方法による講演会は廃止することを決定した。今後は、中学生議会や女性議会等を含めた、根本的な議場を活用した取組を広報公聴特別委員会で検討する必要がある。

■第22条 会派

3.6 点・前年度比-0.1 点（会派全体を評価）

【意見】

- ・「議案の賛否を拘束すれば、「同一の理念」と考えているのではないだろうか。」
- 政策を中心とした同一の理念を共有する議員で会派を結成できたか？（3.6 点）

◆検証結果

政策を中心とした同一の理念を共有する議員で会派を結成できたかの設問であるため、会派を組んでいる議員のほとんどが「5点」を、また、会派を組んでいない議員は低評価点を付けるという、前年度とほぼ同様の結果となった。

西脇市議会においては一人会派が多いためこのような結果になっている。

《改善策》

- ・議員協議会の場等を活用して会派活動の「見える化」を図る。

■第23条 議長

3.6点・前年度比-0.8点（議長についての評価）

【意見】

- ・「中立公正とは一方の意見のみを取り上げるのではなく、多様な意見を言える場作りをすることである。」
- ・「議長の任務は、執行部の対応とともに、議会内をいかにまとめ、市民と議会との距離を縮めることであり、混乱させることではない。」

■第24条 議会図書室の充実等

2項目平均2.5点・前年度評価点なし

【意見】

- ・「意見なし」

◆検証結果

平成29年度の評価点はなく、平成28年度と同様であることから、議会図書室の充実等については、新庁舎における議会フロアの諸室利用の中で検討する時期を迎えている。

《改善策》

- ・広報広聴特別委員会と市庁舎等建設に関する特別委員会との合同で利用促進策を検討する。

■第25条 議会事務局の充実等

2項目平均3.2点・前年度比+0.1点（議会全体を評価）

【意見】

- ・「昭和20年代中期以降の地方自治庁の議会軽視、議会事務局軽視の呪縛から逃れられていないのではないか。」

□議会事務局の法制能力の強化を図ってきたか？（3.0点）

◆検証結果

議会事務局の法制能力強化を図る必要性は理解できるが、現状から見て予算的、人事的には困難であると思われる。

《改善策》

- ・議会から条例制定が提案できるよう努力し、実績を重ねていくことにより、道が開けるのではないかと考える。

■第26条 議員の政治倫理

3項目平均4.2点・前年度比-0.3点（議員個人の評価）

【意見】

- ・「意見なし」

□議員と市長等との関係の透明性を図ってきたか（3.5点）

◆検証結果

前年度に比較して3項目とも評価点が下がっている。評価の考え方にもよるとも思われるが、二元代表制の観点から重要な項目であり、あらためて全議員が政治倫理について理解を深め、議員活動の透明性を高めていかなければならない。

《改善策》

- ・今一度、全議員が自らの行動と政治倫理について考える必要がある。

■第28条 政務活動費の執行及び公開

3項目平均5点・前年度比±0点（議員個人の評価）

【意見】

- ・「意見無し」

◆検証結果

昨年度に引き続き、今年度も全議員が評価点5点となっており、これを継続していく。

■第30条 議会改革

3.9点・前年度比-0.2点（議会全体の評価）

【意見】

- ・「意見なし」

□継続的な議会改革に取り組んできたか（3.9点）

◆検証結果

議会改革に関係する取り組むべき課題は増加しているが、昨年度に引き続き、改革度ランキングは上位に位置し、西脇市議会として真摯に取り組んでいると一定の評価はできると考える。

しかし、今年度の評価点は0.2点下がっており、問題点を検証して、今後も継続してあるべき議会を目指して、改革に取り組んでいくべきである。

《改善策》

- ・議会改革の取組は、同じように見えても市議会毎に異なっている。視察を行った他市の取組を参考にする場合、単に同じ取組をするのではなく、西脇市にとっての有効性、必要性を議員間で十分協議をし、市民ファーストの精神で取り組む。

■第31条 他の条例との関係

4.0点・前年度比-0.2点（議会全体の評価）

【意見】

- ・「意見なし」
- ・「全員では行っていない。」

◆検証結果

本条例と他の条例等との整合性を図ってきていると思うが、前年度より減少しており、整合が図られていない部分があるとの評価点となっている。

《改善策》

議会基本条例が、議会運営の基本的事項を定めていることを再認識し、今後、議会に関する条例等の改正の際、議会基本条例との整合を十分確認する。

■第32条 検証と見直し手続き

2項目平均4.5点・前年度比-0.3点（議会全体を評価）

【意見】

- ・「意見なし」

□検証の結果、改善の必要がある場合適切な措置を講じたか（3.9点）

◆検証結果

前年度と比較して0.3点下がっており、改善策の実行が不十分との評価と受け取れる。

《改善策》

今年度の検証を踏まえて、速やかに改善策の検討を行い、実施できるものから改善を図り、市民福祉の増進に繋がる条例にしていくことが重要である。